

大津市マンション管理士派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のマンションの管理組合に対しマンション管理士を派遣することにより、管理組合の適切な運営及び管理組合によるマンションの適正な管理を支援し、もって市民の良好な居住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「マンション管理士」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第5号に規定するマンション管理士であつて、一般社団法人滋賀県マンション管理士会（以下「管理士会」という。）に所属しているもの又は管理士会の推薦を受けたものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(マンション管理士の派遣)

第3条 市長は、この要綱の規定によるマンション管理士の派遣を希望する市内のマンションの管理組合に対し、その申込みに基づき、マンション管理士を派遣するものとする。

2 前項の規定による派遣（以下「派遣」という。）をされるマンション管理士は、次に掲げる事項についての管理組合の相談に応じ、助言、指導その他の援助（以下「助言等」という。）を行うものとする。

- (1) 管理組合の運営及び管理規約等に関する事項
- (2) 管理費及び修繕積立金等の財務に関する事項
- (3) 管理委託契約等の契約に関する事項
- (4) 長期修繕計画及び大規模修繕工事に関する事項
- (5) マンション管理計画の認定の申請に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、マンションの運営及び管理に関する事項

3 派遣の回数は、一の管理組合につき一の年度当たり3回を限度とする。ただし、市長は、予算その他の都合により当該回数を制限することができる。

4 1回の派遣において、原則として、派遣するマンション管理士は2人とし、助言等を行う時間は2時間以内とする。

5 派遣に要する費用は、市が負担する。

(派遣の申込み)

第4条 派遣を受けようとする管理組合の代表者（代表者が選定されていない管理組合にあつては、区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。))は、大津市マンション管理士派遣事業派遣申込書兼誓約書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みの内容を審査し、派遣を行うことと決定したとき

は、管理士会に対し、大津市マンション管理士派遣事業派遣依頼書（様式第2号）により派遣するマンション管理士の候補者の選定を依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた管理士会は、マンション管理士の候補者の選定及び前条の申込みをした者（以下「申込者」という。）と派遣に係る日程の調整を行い、その結果を大津市マンション管理士派遣事業派遣候補者選定結果通知書（様式第3号）により市長に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を受けたときは、派遣を行う旨を大津市マンション管理士派遣事業派遣決定通知書（様式第4号。次条において「派遣決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

4 市長は、前条の規定による申込みの内容を審査し、派遣を行わないことと決定したときは、その旨を大津市マンション管理士派遣事業派遣申込棄却（却下）決定通知書（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

（変更）

第6条 前条第1項の規定による派遣の決定（以下「派遣の決定」という。）を受けた申込者（以下「派遣決定者」という。）は、派遣決定通知書の記載事項に変更があるときは、その旨を大津市マンション管理士派遣事業決定事項変更届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第7条 管理士会は、派遣の終了後14日以内に、大津市マンション管理士派遣事業実績報告書（様式第7号）を市長に提出して当該派遣の実績を市長に報告しなければならない。この場合において、管理士会は、当該報告書の内容について派遣決定者の確認を受けなければならない。

（派遣の辞退）

第8条 派遣決定者がやむを得ない事情等によりマンション管理士の派遣を要しなくなったときは、大津市マンション管理士派遣事業派遣辞退届出書（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（派遣決定の取消し）

第9条 市長は、派遣決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込みその他不正な手段により派遣の決定を受けたとき。

(2) その他当該管理組合に派遣を行うことが不相当であると市長が認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、大津市マンション管理士派遣事業派遣決定取消通知書（様式第9号）によりその旨を派遣決定者に通知するものとする。

（費用の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により派遣の決定を取り消した場合において、既にマンション管理士を派遣して助言等を行っているときは、当該派遣決定者に、期限を定めて派遣に要した費用の返還を命ずるものとする。

2 前項の命令は、大津市マンション管理士派遣事業派遣費用返還通知書（様式第10号）により行うものとする。

（事務委託）

第11条 市長は、派遣に関する事務の一部を管理士会に委託して行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、派遣の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。